

平成 31 年 3 月 26 日

学校法人熊本城北学園

理事長 森 正臣 殿

九州看護福祉大学教職員組合

執行委員長 檜枝 洋記

九州地区私立大学教職員組合連合

執行委員長 檜枝 洋記

団体交渉申入書

本学は、熊本県や玉名市をはじめとする県北地域の旧 2 市 10 町からの多額の公費によって設立された公設民営大学であり、学校教育法に基づいて認可された公教育機関として国から私大助成などの公費助成も受けています。これらのことから、本学は極めて公共性の高い組織であり、それ故、その運営や活動には高い透明性・公正性・倫理観が求められます。

本学の設立経緯を鑑みれば、本学は、熊本県北部地域における高等教育を担う大学として、教育・研究活動を長期にわたって充実・発展させる責任があります。しかし、近年、入学志願者及び在学生の減少等による財政悪化を理由に、教職員に対して十分な説明がないまま、給与や教育研究費の削減等が行われており、その一方で、入学志願者を増加させるための効果的で積極的な施策の提示や実施はなされていません。

このような状況の中、本学の運営を実質的に担っている高木義紀常務理事について、この度明らかになった不正在職及び不正給与受給の疑いは、本学の公共性や責任などから、本学にとって極めて憂慮すべき事態です。この疑惑は、高木常務理事個人だけでなく理事会に対する教職員の不信感の増大、教職員の志気の低下、大学の将来に対する教職員の不安の増大など、労働環境の悪化をもたらしています。さらには、教育・研究活動の低下と入学志願のさらなる減少に連鎖していくことが懸念されます。この疑惑の事実関係や責任の所在などを明らかにすることは、教職員の労働環境を改善するためにも、本学に対する地域社会の信頼を増すためにも不可欠です。

つきましては、下記の通り、団体交渉を申し入れます。平成 31 年 3 月 29 日までにご回答願います。

記

- 1 日時 平成 31 年 4 月 3 日、4 日、9 日、11 日のいずれかの日の 18 時 30 分からお
よそ 2～3 時間
- 2 場所 学内の法人指定の場所
- 3 出席者 組合側（執行委員他、追って知らせます）
理事会側（当該議題に直接関与している者）
- 4 議題 高木義紀常務理事の不正在職及び不正給与受給の疑惑に関する経緯と事実
関係、及び、それに伴う労働環境悪化の改善方策について

平成 31 年 4 月 5 日

九州看護福祉大学教職員組合
執行委員長 檜枝 洋記 殿
九州地区私立大学教職員組合連合
執行委員長 檜枝 洋記 殿

学校法人熊本城北学
理事長 森 正臣



団体交渉申し入れへの対応について（回答）

平成 31 年 3 月 26 日付「団体交渉申入書」において申し入れのあった団体交渉について、下記のとおり回答します。

記

今回提示された団体交渉の議題は、前回（平成 31 年 3 月 15 日付「団体交渉申入書」）同様、義務的団交事項に該当しないため、今回の団体交渉の申し入れに対しても応じないこととします。

なお、組合活動としての団体交渉ではなく、職員の一人として今回の議題となっている事項に関する事情を知りたいという申し出であれば、それを拒否するものではありません。その際は常務理事、事務局長、事務局次長の 3 名で対応します。

以 上

平成 31 年 4 月 24 日

学校法人 熊本城北学園
常務理事 高木 義紀 様

団体交渉申入書（3 月 26 日付）の議題の
事項に関する事情を知りたい教員有志代表
水崎 幸一（基礎・教養教育研究センター）
檜枝 洋記（基礎・教養教育研究センター）

申し出書

貴理事会は、本学の「九州看護福祉大学教職員組合（以下、教職員組合）」からの団体交渉の申し入れ書に対し、団体交渉の議題内容に関し、義務的団体交渉事項ではないとの判断を下され、団体交渉拒否との回答を文書（4 月 5 日付）で出されました。これは、私たち教職員組合の一員としては、到底受け入れることのできない回答です。しかし、貴理事会からの回答書には、「職員の一人として今回の議題となっている事項に関する事情を知りたいという申し出があれば、それを拒否するものではありません。」との一文があります。また、「その際は常務理事、事務局長、事務局次長の 3 名で対応します。」とあります。その趣旨については測りかねるところがありますが、その文言を踏まえ、「事情を把握したい」と考えますので、**職員の一人として**、以下のとおり申し出をさせていただきます。

申し出内容：「今回の議題となっている事項に関する事情について」の説明
希望月日：5 月 8 日（水）、または 5 月 15 日（水）
希望時間：どちらの日も 18 時から 2 時間程度
開催場所：学内の適当な会議室

以上、「申し出」に関する御返事を 4 月 26 日 18 時までに頂きますようお願いいたします。

平成 31 年 4 月 26 日

基礎・教養教育研究センター

水 崎 幸 一 殿

檜 枝 洋 記 殿

常務理事 高木 義紀

申し出書について（要請）

平成 31 年 4 月 24 日付け申し出書に記載された申し出内容である「今回の議題となっている事項に関する事情について」の対象となっている議題は、“高木義紀常務理事の不正在職及び不正給与受給の疑惑に関する経緯”といった当職に対する侮辱となる議題であることから、まずは議題そのものの変更を要請します。

なお、本日午前 11 時 30 分頃、この件について檜枝洋記教授に直接お話するために檜枝洋記教授の研究室を訪問した際、本日が期限となっている申入れに対する回答の前に、事前にお話することがあるとお伝えしましたが、本日は忙しくて話す時間がないとのことで、御本人の御希望によってこのように文書でお伝えすることとなったものです。

令和元年 5 月 9 日

学校法人熊本城北学園
常務理事 高木 義紀 様

団体交渉申入書（3 月 26 日付）の議題の
事項に関する事情を知りたい教員有志代表
水崎 幸一（基礎・教養教育研究センター）
檜枝 洋記（基礎・教養教育研究センター）

貴職からの要請について（返事）

文書によるご返事を頂きありがとうございました。

貴職には何か誤解があるようですから、最初に述べさせて頂きます。貴職に提出させて頂きました「申し出書」（平成 31 年 4 月 24 日付）は、学園理事長名の「団体交渉申し入れへの対応について（回答）」（平成 31 年 4 月 5 日付）に記載されている文言「職員の一人として今回の議題となっている事項に関する事情を知りたいという申し出があれば、それを拒否するものではありません。その際は、常務理事、事務局長、事務局次長の 3 名で対応します。」に基づくものです。

しかし、今回、貴職から返事として頂いた文書「申し出書について（要請）」（平成 31 年 4 月 26 日付）には、「当職に対する侮辱となる議題であることから、先ずは議題そのものの変更を要請します。」とあり、私たちは正直戸惑っております。その理由の一つ目は、学園代表の理事長が正式な回答書に記載し公に約束したことを、理事者の一人である常務理事が自分の都合で約束の中身（議題は既に提示済）を変更できるのかという疑問によるものです。二つ目は、「当職に対する侮辱となる・・・」と書かれていますが、何をもって「当職に対する侮辱」となるのかという疑問によるものです。議題は「不正在職及び・・・疑惑に関する経緯」ですが、私たちは貴職に関する在職の在り方がある期間「正しくない（不正）」という事実があったため、3 月の理事会でその修正について審議されたと聞いています。

重ねて申し上げますが、私たちが提出した「申し出書」は、貴職に対し理事長からの「回答」に基づき対応して頂くことを要請したものであり、このことは貴職の責務と私たちは理解しております。ご多忙とは存じますが、是非、私たちの申し出を受け入れて頂きますようお願い申し上げます。

開催日時は、5 月 15 日（水）または 22 日（水）の 18 時以降として頂ければ幸いです（日時の調整は可能です）。また、ご返事は 5 月 14 日（火）18 時まで、お願いいたします。

令和元年 5月 14日

水崎 幸一 教授 殿

檜枝 洋記 教授 殿

常務理事 高木 義紀

申し出書について (再要請)

平成 31 年 4 月 26 日付けで御両名に通知を差し上げた当職からの当議題の変更要請に対し、受入れられないという返事をいただきました。平成 31 年 4 月 24 日付けで御両名から当職宛てに提出された申し出書は、平成 31 年 4 月 5 日付けで発出された理事長からの御両名に対する回答書 (以下「理事長回答書」という。) の“なお書き”を根拠として、当職宛てに提出されたものであることから、当職においても、理事長回答書により指名された者の一人である常務理事としての対応として当議題の変更を要請したものであり、何ら理事長回答書に反するものではありません。しかも、当議題については、当職自らが決められる事項ではなく、理事会において決定される事項であり、当職から説明すべきものではないと考えております。加えて、不正在職及び不正給与受給の疑惑という議題は、当職においては侮辱と受け止めております。そのため、前述のように議題の変更を要請したものです。ついては、再度議題の変更を要請しますので、再検討をお願いします。

また本件に関連して、平成 31 年 3 月 13 日付けで労働組合執行委員長から労働組合執行委員宛てに送信されたメールに記載されている、「本学運営の実質的トップとしてあるまじき行為であり、害悪しかもたらさない不適格経営者であることがはっきりしました。」という内容は根拠もなく当職の人格を攻撃するものであって、そのメールを本学全教育職員に送信したことは当職が長年にわたって築き上げてきた信用を失墜させるとともに、当職の名譽を棄損する行為であることから、御両名からの文書による訂正及び謝罪を求めます。

口説くつもり

理由不明

学校法人熊本城北学園
常務理事 高木 義紀 様

団体交渉申入書（3月26日付）の議題の
事項に関する事情を知りたい教員有志代表
水崎 幸一（基礎・教養教育研究センター）
檜枝 洋記（基礎・教養教育研究センター）

貴職からの再要請について（返事）

貴職の事務局長及び評議員・理事としての不正在職の疑惑は、開示されている情報を根拠にして示されたものです。その疑惑について、教職員組合として、また、教員有志として要望してきたことは、「事実関係を説明してほしい」ということだけです。その要望に応じることは、疑惑を払拭するためにもっとも確実な方法であるという点において、常務理事にとっても本学にとっても最良の方法です。もっと良い方法があれば是非ご教示ください。

しかし、残念なことに、本疑惑を指摘されてからこれまでの貴職の言動は、あれこれと理由を後付けして説明を拒否し、約束を反故にし、脅しによって黙らせようとするものです。これらは、コンプライアンスや説明責任の重要性を無視する行為です。どんな組織であれ、コンプライアンス意識に欠け、説明責任を果たさない人物は経営者としては失格です。ちなみに、コンプライアンス compliance の意味は、「doing what you are requested or expected to do」（コウビルド英英辞典）、「the act of obeying an order, rule, or request」（Cambridge Dictionary）です。

また、不思議なことに、貴職は、自分の在職に不正はないと明言したことがありません。不正が疑惑ではなく事実だからでしょうか。このまま説明を拒否し続ければ、常務理事が「長年にわたって築き上げてきた信用」をご自身が失墜させることとなります。

貴職からの文書「申出書について（再要請）」（令和元年5月14日付け）を繰り返し読みましたが、文章の論理的整合性が取れていないため、意味を把握することが困難です。ただし、「（本案件の議題が）当職においては侮辱と受け止めております」との文言、また、「（檜枝教職員組合執行委員長が送信したメールの）内容は根拠もなく当職の人格を攻撃するものであって、・・・訂正及び謝罪を求めます。」との文言は、私たち2名に対する脅迫と受け止めております。

以上、貴職による再要請に対して、私たちの考えを述べさせていただきました。私たちは引き続き、貴職による説明を求めます。申し出を受け入れていただきますようお願いいたします。開催日時は、18時以降であれば調整可能です。ご返事は、5月24日（金）までに水崎と檜枝の両名にいただければ幸いです。

令和元年5月24日

水崎 幸一 特任教授 殿
檜枝 洋記 教授 殿

常務理事 高木 義紀

申し出書について

繰り返しになりますが、不正在職及び不正給与受給の疑惑という議題は、当職においては当職に対する侮辱と受け止めておりますので、議題の変更を要請します。

また、平成31年3月13日付けで労働組合執行委員長から労働組合執行委員宛に送信されたメールに記載されている、「本学運営の実質的トップとしてあるまじき行為であり、害悪しかもたらさない不適格経営者であることがはっきりしました。」という内容は根拠もなく当職の人格を攻撃するものであって、そのメールを本学全教育職員に送信したことは当職が長年にわたって築き上げてきた信用を失墜させるとともに、当職の名誉を棄損する行為であることから、引き続き御両名からの文書による訂正及び謝罪を求めます。

なお、御両名は、当職からの“当職においては侮辱と受け止めております”及び“文書による訂正及び謝罪を求めます”という文言が御両名への脅迫であると記載されていますが、その理由を御明示ください。